公益財団法人 中冨スポーツ振興財団
役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

（目的及び意義）

第１条　この規程は、公益財団法人 中冨スポーツ振興財団定款第１３条及び第２８条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

（用語の定義）

第２条　この規程において、用語の定義は、次に定めるところによる。

（１）役員とは、理事及び監事をいう。

（２）評議員とは、定款第１０条に基づき置かれる者をいう。

（３）報酬等とは、認定法第５条第１３号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

（４）費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む。）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

（理事及び監事に対する報酬の総額）

第３条　理事及び監事に対する各年度の報酬の総額は次の金額の範囲内とする。

（１）理事　１００万円

（２）監事　　３０万円

（報酬等の支給）

第４条　この法人の役員に対して、理事会又は評議員会に出席（電話会議、WEB 会議を含む。）した都度、報酬等として一日１回５０，０００円（源泉所得税、復興特別所得税等控除後の金額。以下同じ。）を支給する。ただし、同一の日に理事会及び評議員会が開催されたときは、５０，０００円とする。

２　評議員に対して、評議員会に出席した都度、報酬等として一日１回

５０，０００円を支給する。

３　監事に対して、この法人の監事監査又はこれに準ずる監査等を行った都度、報酬として一日１回５０，０００円を支給する。

４　前３項で決定された金額は、会議開催都度、振込又は現金で支給する。

５　行政庁の求めにより、立入検査等に立ち会った評議員及び役員に対して、第１項に掲げる報酬等を支給する。

６　前５項の規定に拘らず、役員及び評議員はあらかじめ申出により報酬等の受取りを辞退することができる。

（費用）

第５条　この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

（報酬及び費用の支給の方法）

第６条　報酬及び費用は、その発生した日の属する月の翌月末日までに、本人の指定する金融機関への振り込みをもって支給する。

（公表）

第７条　この法人は、この規程をもって、認定法第２０条第１項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第８条　この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（補則）

第９条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、令和４年３月２９日より適用する。

（令和４年３月２９日評議員会議決）